

災害時におけるレンタル機材の賃貸借に関する協定

山形県警察（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会東北ブロック（以下「乙」という。）は、レンタル機材の賃貸借に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害」という。）において、乙の甲に対するレンタル機材の賃貸借を迅速かつ円滑に行うため、その必要な手続きなどについて定めるものとする。

（賃貸借の範囲）

第2条 甲が乙に賃借を要請するレンタル機材は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙のブロックに加盟している会員が保有又は調達可能なレンタル機材とする。

- (1) 災害の救出・救助活動及び災害警備活動で使用する建設機械・器具
- (2) 前号に掲げる物のほか甲が指定する建設機械・器具

（協力要請）

第3条 甲は、災害において、レンタル機材の賃借が必要であると認めるときは、乙に対し、レンタル機材の賃貸を要請することができるものとする。

- 2 要請の方法は、乙に対して、別紙様式「レンタル機材に関する要請書」により、文書をもって要請する。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力要請に基づく措置）

第4条 乙は、前条の規定に基づく要請があったときは、当該要請に対し、特別な理由がない限り、迅速かつ優先的に協力するものとする。

- 2 乙は、甲からの要請を受けたときは、要請されたレンタル機材を保有又は調達可能な会員名を甲に通知するものとする。

（引き渡し）

第5条 レンタル機材の引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までのレンタル機材の運搬は、乙が行うものとする。

- 2 甲は、レンタル機材の引き渡しに当たって、当該レンタル機材を検査するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、レンタル機材の賃借及び運搬に要した費用を負担するものとする。

この場合の費用は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議して決定するものとする。

2 レンタル機材の賃貸及び運搬に要した費用の支払は、通常の会計手続きによるものとし、レンタル機材返却後、甲が乙からの請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(連絡)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲は山形県警察本部警備部警備第二課、乙は一般社団法人日本建設機械レンタル協会山形支部とする。

2 この協定の円滑な実施を図るため、甲と乙は担当者の氏名及び連絡先について、互いに連絡するものとする。

(雑則)

第8条 この協定の実施に関し疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

2 この協定は協定締結日から効力を生じるものとし、甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年1月27日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県警察本部長 水庭 誠一郎



乙 宮城県仙台市若林区卸町5丁目5番1号

仙台団地倉庫協同組合会館2階

一般社団法人日本建設機械レンタル協会

東北ブロック長 久保田 栄二

